

認定留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、昭和女子大学学則第40条に基づき、昭和女子大学（以下「本学」という。）学生の認定留学に関し、必要な事項を定める。

(認定留学の定義及び分類)

第2条 この規程における認定留学とは、本学に在学したまま、日本の大学に相当する国内外の高等教育機関もしくは同機関の認める課程での学修を目的とした留学とする。

- 2 認定留学の種類を以下の5種に分類する。
 - (1) カリキュラム認定留学
 - (2) 交換認定留学
 - (3) 私費認定留学
 - (4) ダブル・ディグリー留学及びTUJダブル・ディグリー留学
 - (5) TUJ認定留学
- 3 私費認定留学を以下の2種に分類する。
 - (1) 授業履修プログラム（ブリッジプログラムを含む）
 - (2) 語学強化プログラム
- 4 本条第2項第4号及び第5号に関する手続きは別に定めるものとし、第3条以下の規程は適用されないものとする

(認定留学の期間)

第3条 認定留学の期間は、1期又は2期とする。ただし、五修生については、本学に正式に入学した後の学期のうち4期までとする。

- 2 私費認定留学については、2期目以降は「授業履修プログラム（ブリッジプログラムを含む）」に入学した場合のみ認める。

(認定留学の対象機関・団体及びプログラム)

第4条 認定留学の対象となる機関・団体及びプログラムは、以下の基準に基づき、グローバル推進委員会が推薦し学長が認めたものとする。

- (1) カリキュラム認定留学の対象となる機関・団体及びプログラムの基準については、別表1のとおり。
- (2) 交換認定留学の対象となる機関・団体及びプログラムの基準については、別表2のとおり。
- (3) 私費認定留学の対象となる教育機関・団体及びプログラムの基準は別に定めるものとし、グローバル推進委員会で審議し、学長が承認する。

(認定留学生の資格)

第5条 認定留学を志望する者は、明確な目的を持ち、かつ、志望する機関・団体の指定する要件及び本条第2項から第5項に定める要件を満たさなければならない。ただし、卒業年次で認定留学を申請する場合はこれを認めない。

- 2 カリキュラム認定留学を志望する者は、所属学科の指定する要件を満たさなければならない。
- 3 交換認定留学を志望する者は、本学の定める成績基準及び志望する機関・団体との協定に定める要件を満たさなければならない。
- 4 私費認定留学を志望する者は、別に定める基準を満たさなければならない。
- 5 英語コミュニケーション学科、国際学科でヨーロッパ言語を選択した者、又はビジネスデザイン学科の学生が、英語で行う授業履修プログラム（非英語圏の国を含む）での交換認定留学並びに私費認定留学を志望する場合は、原則として昭和ポストンでの1期以上のプログラムを終了することを条件とする。ただし、別に定める基準を満たし、本学が認める場合は、この限り

ではない。

(認定留学中の本学科目の履修)

第 6 条 認定留学期間中は、本学で開講する科目の履修を認めない。ただし、出発前又は帰国後に全期間受講可能な科目、その他大学が認める科目についてはこれを認める。

(認定留学申請手続)

第 7 条 認定留学を志望する者は、指定の申請期限までに次の書類を所属学科経由でグローバル推進委員会に提出しなければならない。ただし、カリキュラム認定留学はこの限りではない。

- (1) 認定留学申込書（本学所定用紙）
- (2) 所属学科作成の推薦書
- (3) 留学先大学への応募資格を満たすことを証明する書類

(選考方法)

第 8 条 認定留學生の選考は、グローバル推進委員会が行う。ただし、カリキュラム認定留学は所属学科が選考を行い、その結果をグローバル推進委員会に報告する。

- 2 認定留學生の選考方法は面接及び書類審査とし、成績、人物、履修計画、語学力等を総合的に判断する。ただし、必要に応じ、筆記試験を課すこともある。

(認定留学の許可)

第 9 条 認定留学に選考された者は、定められた期日までに、次の書類を所属学科からグローバル推進委員会経由で学長に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願
- (2) その他グローバル推進委員会が必要とする書類
- 2 学長は、グローバル推進委員会の審議結果に基づき、大学部局長会の議を経て、申請のあった期間の認定留学を許可するものとする。

(認定留学期間の延長、中止・中断、変更)

第 10 条 やむを得ない事情で認定留学の内容の変更を希望する者は、すみやかに認定留学変更願を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の認定留学変更願は、認定留学期間延長願、認定留学中止・中断願の 2 種にわけるとする。
- 3 認定留学変更の許可は、グローバル推進委員会で審査の上、大学部局長会の議を経て、学長が行う。ただし、認定留学の中止又は中断の一部もしくは全てが許可された場合は、当該学生の認定留学は取消されるものとする。

(修得単位の認定)

第 11 条 認定留学期間中に修得した授業科目の単位は、学則第 14 条第 4 項及び第 5 項に基づき、学長が、本学において修得したものとして認定する。

- 2 認定留学を修了した者は、認定留学期間中に修得した授業科目の単位の認定にあたり、次の書類を所属学科及び教務部長を経由し、学長に提出しなければならない。認定された単位については、グローバル推進委員会で報告されるものとする。
 - (1) 単位認定願
 - (2) 留学先教育機関・団体が発行する履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの（成績評価基準を示す文書を含む）
 - (3) 留学先教育機関・団体が発行する履修科目の時間数又は単位数を証明する書類
 - (4) その他教務部委員会が必要とする書類
- 3 認定する単位は、留学期間にかかわらず 30 単位（五修生については 60 単位）を上限とする。

(認定留学からの緊急帰国)

第 12 条 認定留学中の者が次の各号のいずれかに該当する場合は、教学支援センター長又は同次長が、所属学科長及び国際交流課長と協議の上、学長の承認を得て帰国させることができる。この場合、できるだけ早い機会に、当該学生の帰国につき、カリキュラム認定留学の場合は学部長又は学科長が、その他の種類の認定留学については国際交流センター長が、大学部局長会及びグローバル推進委員会に報告する。

- (1) 許可なく留学を中止又は中断した時
 - (2) 留学中に、本学の学則に背き、又は学生の本分にもとる行為があった時
 - (3) 派遣先機関・団体の決定により退学又は帰国処分となった時
 - (4) 健康上の理由により、留学先で勉学を継続することが困難であると、本学が判断した場合
 - (5) その他、学長が帰国させることが適当と判断した場合
- 2 前項で定められた理由により帰国した者については、学長が認定留学の一部もしくは全てを取消す。また、学長は学則に基づき処分することがある。
- 3 前項で定められた処分のほかに特に措置が必要と判断される場合、学長は、当該学生の所属学科長の提案に基づきグローバル推進委員会で協議の上、大学部局長会の議を経て、実施することがある。

(認定留学中に関わる学納金の取り扱い)

第 13 条 認定留学中の本学の学費の金額及び納入期限は別に定める。

- 2 本規程第 10 条第 3 項及び第 12 条に基づき認定留学が取消しとなった学生は、免除されていた学費を、指定された納入期限までに納付するものとする。

(認定留学中の文化講座及び研修学寮)

第 14 条 認定留学を認められた者の文化研究講座及び女性教養講座の扱いについては別に定める。

- 2 認定留学中に学寮研修が行われた場合は、これを免除とする。

(昭和ボストンからの認定留学)

第 15 条 英語コミュニケーション学科又は国際学科の学生で、昭和ボストンで 15 週間以上のプログラムを修了した者は、昭和ボストンでの残りのプログラムを中止したうえで、翌学期に認定留学することができる。

- 2 前項に従ってプログラム中止後の認定留学を希望する者は、第 7 条に定める書類をグローバル推進委員会に提出しなければならない。
- 3 プログラムの中止及び認定留学の許可は、グローバル推進委員会の審議を経て、大学部局長会の議を経て学長が行う。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、大学部局長会の決議に基づき学長の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は、平成 22 年 1 月 28 日に改定し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
[SAF 認定留学に関する規定の追加及び規程改廃の条文追加]
- 3 この内規は、平成 23 年 1 月 27 日に改定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
[認定留学の期間に関する規定の五修生の追加]
- 4 この内規は、平成 24 年 1 月 26 日に改定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
[認定留学の変更に係る規定及びその他の規定の改定]
- 5 この内規は、平成 24 年 5 月 17 日に改定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
[認定留学の定義及び分類その他の規定の改定]

- 6 この内規は、平成 26 年 2 月 18 日に改定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
[昭和女子大学短期大学部に関する規定の改廃]
- 7 この内規は、平成 27 年 7 月 23 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
[自由型認定留学志望者の基準の改定]
- 8 この内規は、平成 28 年 6 月 30 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
[昭和ボストンからの認定留学に関する規定の追加]
- 9 この内規は、平成 29 年 6 月 29 日に改定し、平成 29 年 4 月 1 日に遡って施行する。
[認定留学の種類に関する名称変更及び組織変更に伴う委員会名等の変更]
- 10 この内規は、平成 30 年 2 月 22 日に改定し、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
[TJ 認定留学に関する規定の追加]
- 11 この内規は、平成 30 年 12 月 20 日に改定し、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
[修得単位の認定手順に関する規定の改定]
- 12 この内規は、令和元年 7 月 25 日に改定し、同日より施行する。
[TJ ダブル・ディグリー留学に関する規定の追加]
- 13 この内規は、令和 2 年 3 月 4 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
[「必修留学」名称変更に伴う改定]
- 14 この内規は、令和 4 年 6 月 9 日に改定し、令和 4 年 4 月 1 日に遡って施行する。
[認定留学の修了に関する規定の改定]
- 15 この内規は、令和 5 年 12 月 7 日に改定し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
[ビジネスデザイン学科に関する昭和ボストンからの認定留学に関する規定の追加]
- 16 この内規は、令和 6 年 4 月 25 日に改定し、同年 4 月 1 に遡って施行する。
[学年次、進級及び留年に関する学則条項の変更に伴う修得単位の認定に関する条項の改定]
- 17 この規程は、令和 6 年 10 月 31 日に改定し、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
[規程の名称変更及び改廃承認者の表記の変更]

【別表1】 (第4条関係)

カリキュラム認定留学は、本学の交流協定締結校への留学でありかつ卒業要件を充たすために学科がカリキュラムとして定める1セメスター以上のプログラムとする。
令和6年4月現在、以下の通りとする。

留学先大学	対象学科	対象学年	定員	期間	プログラム名
華東師範大学	国際学科	2,3年	25名	2期	上海イマージョンプログラム (2年次後期および3年次前期)
ソウル女子大学校	国際学科	2,3年	12名	2期	ソウルイマージョンプログラム (2年次後期および3年次前期)
淑明女子大学校	国際学科	2,3年	7名	2期	ソウルイマージョンプログラム (2年次後期および3年次前期)
西江大学校	国際学科	2,3年	2名	2期	ソウルイマージョンプログラム (2年次後期および3年次前期)
誠信女子大学校	国際学科	2,3年	5名	2期	ソウルイマージョンプログラム (2年次後期および3年次前期)
ベトナム国家大学ハノイ人文社会科学大学	国際学科	2,3年	10名	2期	ベトナムイマージョンプログラム (2年次後期および3年次前期)
アルカラ大学	国際学科	2,3年	15名	2期	スペインイマージョンプログラム (2年次後期および3年次前期)

* 定員については、留学先大学が認めた場合はこの限りではない。

【別表2】 (第4条関係)

交換認定留学については、本学の交流協定締結校でありかつ原則として協定により受入機関が学費を負担するプログラムとする。
令和6年4月現在、以下の通りとする。

留学先大学	対象学科	対象学年	定員	期間	プログラム内容
上海交通大学	指定なし	指定および 受入大学の 指定による	3名	最長2期	正規授業履修プログラム
ソウル女子大学校	指定なし		1名	最長2期	韓国語学習を中心としたプログラム
KP	指定なし		2名	最長2期	福祉実習を中心としたプログラム
クイーンズランド大学	指定なし		2名	最長2期	正規授業履修プログラムまたはRestricted (制限付) 授業履修プログラム
ワルシャワ大学	指定なし		2名	最長2期	正規授業履修プログラム
国民大学校	指定なし		4名	最長2期	韓国語学習を中心としたプログラム
漢陽女子大学校	指定なし		6名	最長2期	韓国語学習を中心としたプログラム
東海大学	指定なし		2名	最長2期	中国語学習を中心としたプログラム
タマサート大学	指定なし		2名	最長2期	正規授業履修プログラム
エンディコット大学	指定なし		2名	最長1期	正規授業履修プログラム
ヴィータウタス・マグヌス大学	指定なし		2名	最長2期	正規授業履修プログラム
ヴェネツィア大学	指定なし		3名	最長2期	正規授業履修プログラム
チェンマイ大学	指定なし		2名	最長2期	正規授業履修プログラム
華東師範大学	指定なし		2名	最長2期	中国語および英語学習を中心としたプログラムまたは正規授業履修プログラム
カーン・ノルマンディー大学	指定なし		2名	最長2期	正規授業履修プログラム
トリノ大学	指定なし		2名	最長2期	正規授業履修プログラム
大連理工大学	指定なし		2名	最長2期	中国語学習を中心としたプログラムまたは正規授業履修プログラム
ビジネスアカデミーオーフス大学	ビジネスデザイン学科		2名	最長2期	正規授業履修プログラム
ブカレスト大学	指定なし		2名	最長2期	正規授業履修プログラム
サピエンツァ・ローマ大学	指定なし		2名	最長2期	正規授業履修プログラム
ノーサンプトン大学	指定なし	2名	最長2期	正規授業履修プログラム	
マラヤ大学	指定なし	2名	最長2期	正規授業履修プログラム	
ゲント大学	指定なし	2名	最長2期	正規授業履修プログラム	
ダーラナ大学	指定なし	2名	最長2期	正規授業履修プログラム	
ガジャマダ大学	指定なし	2名	最長2期	正規授業履修プログラム	

* 定員は1年間 (2期) 留学した場合の人数であり、半年 (1期) の場合はそれぞれ2倍とする。
* 定員については、留学先大学が認めた場合はこの限りではない。